

## 社会福祉法人鶴寿会役員・評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴寿会(以下「法人」という。)の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、夫々の会議に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事長及び理事が常勤する場合は、月額500,000円を限度として、個々に評議員会で決議して支払うことができる。ただし、前条による報酬及び費用弁償は支払わない。

- 2 理事長及び理事が理事会以外の日において、それぞれの業務を執行する場合、及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常勤の場合は支払わない。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人の業務及び法人事業の運営状況を指導又は監査する業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる

(評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会以外の日において、評議員としての業務を行う場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(除外)

第7条 職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会、又は法人主催の会議に出席したときは、別表3により報酬及び旅費を支払うことができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の決議を経て改正する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

名 称	時間	報酬	費用弁償
理事会出席報酬	1 回	6,000円	2,000円
評議員会出席報酬	1 回	6,000円	2,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	1 回	6,000円	2,000円

別表 2 (第 4 条 2 項、第 5 条及び第 6 条関係)

名 称	時間	報酬	費用弁償
理事長業務報酬	半日	12,000円	2,000円
	1 日	24,000円	
理事及び評議員業務報酬	半日	6,000円	2,000円
	1 日	12,000円	
監事業務報酬	半日	7,500円	2,000円
	1 日	15,000円	

別表 3 (第8条関係)

名 称	時間	報酬	旅費
報酬及び旅費	半日	5,000円	実費相当
	1 日	10,000円	